

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

水 道 局	(平成 15 年度)
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
<p>5 指定給水装置工事事業者の指定</p> <p>給水装置工事事業者として指定を受けるための基準の一つに、「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの等に該当しない者であること」がある。これについては給水装置工事事業者が自ら誓約書を記載しているため、その旨の確認ができない書類となっている。上記に代えて、その点に関する証明書の添付が求められるべきであり、今後毎年一定の時期に同証明書の添付を求めることも必要である。</p>	<p>給水装置工事事業者の指定の申請書の添付書類については、水道法施行規則^{※1}で成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの等に該当しない者であることを誓約する書類等を規定しており、また、厚生省通知^{※2}において、水道法施行規則に規定する書類以外の添付書類を求めることはできない旨示されている。</p> <p>令和元年6月に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、水道法の指定給水装置工事事業者の指定基準に関して欠格事項の改正があったものの、水道法施行規則で規定する申請書の添付書類については変更がないことから、引き続き申請書の添付書類として誓約書を求めることとし、今後は、当該欠格事項に該当する者でないことの確認については、当該欠格事項を受付事務チェックシートの確認項目に加えて対応する。</p> <p>※1「水道法施行規則（昭和32年12月14日厚生省令第45号）」 ※2「水道法の一部改正による給水装置工事事業者の指定制度等について」（平成9年8月11日付け衛水第217号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知）</p>